

公 示 公 告

平成 3 0 年 8 月 2 0 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 裁判員バッジの購入
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所  
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等  
別添「見積り合せ要領」のとおり

# 見積り合せ要領

件 名：裁判員バッジの購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

## 1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成30年8月20日に公示公告した裁判員バッジ（以下「物品」という。）の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

## 2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 裁判員バッジの購入

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成30年9月4日（火）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

## 6 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：福井）

電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成30年8月28日（火）午後4時

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

## 仕 様 書

### 1 品目及び数量

裁判員バッジ 6, 110個

### 2 納入期限

平成30年11月15日(木)

### 3 納入場所

最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)

### 4 仕様

#### (1) 表面デザイン(別紙1「表面デザイン」案のとおり)

なお、裁判員制度シンボルマークは、最高裁判所から受注者に電子データにより提供する。

#### (2) 裏面デザイン(別紙1「裏面デザイン」案のとおり)

#### (3) 素材

銅合金にニッケルメッキを施す。

#### (4) サイズ 円形直径17mm

#### (5) 厚さ 1.6mm

#### (6) 留め具 タイタック式

留め具の接着に当たっては、留め具をバッジ裏面の中心に位置するよう接着し、留め具が中心からずれることのないようにすること。

#### (7) プラケース(約54mm×44mm×17mm)

ア プラケースの上蓋は、透明とし、柄、模様は入れない。

イ プラケースの本体は、黒色とする。

ウ プラケース内には、スポンジを敷き、その上に裁判員用バッジを収納する。なお、スポンジの色は黒色とし、スポンジ中央部には、裁判員用バッジの留め具を納めるための穴をあける。

#### (8) スリーブ(箱ケース 別紙2「外箱のデザイン図」案のとおり)

ア スリーブ本体は、白色とし、スリーブ表面中央に穴抜き(約30mm×25mm)を施すこと。また、文字は、濃紺色とする。

イ スリーブの折り位置、糊付け位置は、プラケースとスリーブの間に隙間が生じるなどしてプラケースが容易に脱落することのないものとする。

ウ スリーブ表面及び裏面のデザインは、別紙2「外箱のデザイン図」案のとおりとする。

### 5 納入方法等

(1) 受注者は、契約後速やかに、製作等のスケジュールについて発注者と調整の上、工程表を作成し、発注者に提出するとともに、その遵守に努めること。

(2) 受注者は、製作前に表面の版下原稿を提出し、最高裁判所の承認を得ること。

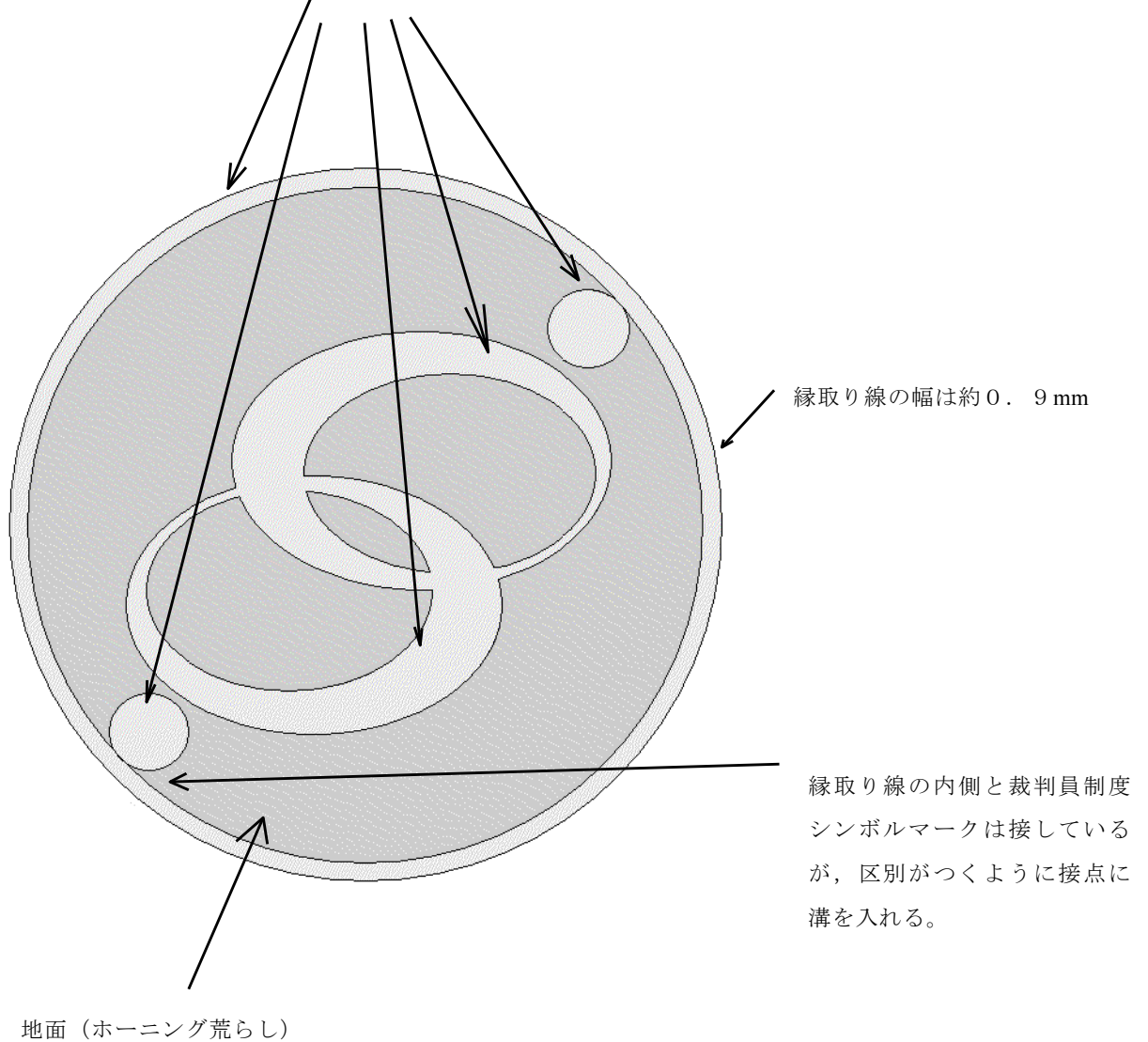
- (3) 受注者は、金型作成後、表面 1 個のサンプル（型押しし、打抜いた後のもの）を提出し、最高裁判所の承認を得ること。
- (4) 受注者は、上記承認後、量産開始前に、バッジ、プラケース、スリーブの試作品（各 15 個程度。）及び検品項目書（項目例：「バッジにきず、汚れ、及びメッキの不具合がないこと」「プラスチックケースにきず、割れ目等がないこと」など）を最高裁判所に提出し、最高裁判所の承認を得ること。
- (5) 受注者は、納入物すべてにつき、本仕様書に適合していることを確認の上、納入すること。
- (6) 納入の際は、おおむね 50 個程度を目途に、最高裁判所と受注者との双方の協議により定める個数を 1 箱として箱詰めすること。箱詰めの際には、緩衝材を置くなどして運搬中にプラケース等が破損しないような工夫を施し、箱の側面には品目及び数量を記載すること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項、及び前各号について疑義が生じた場合については、最高裁判所と受注者との双方の協議により決することとする。

(別紙 1)

### 表面デザイン案

裁判員制度シンボルマーク及び縁取り線は凸面とする。

裁判員制度シンボルマーク，縁取り線及びバッジ側面は面磨きとする。

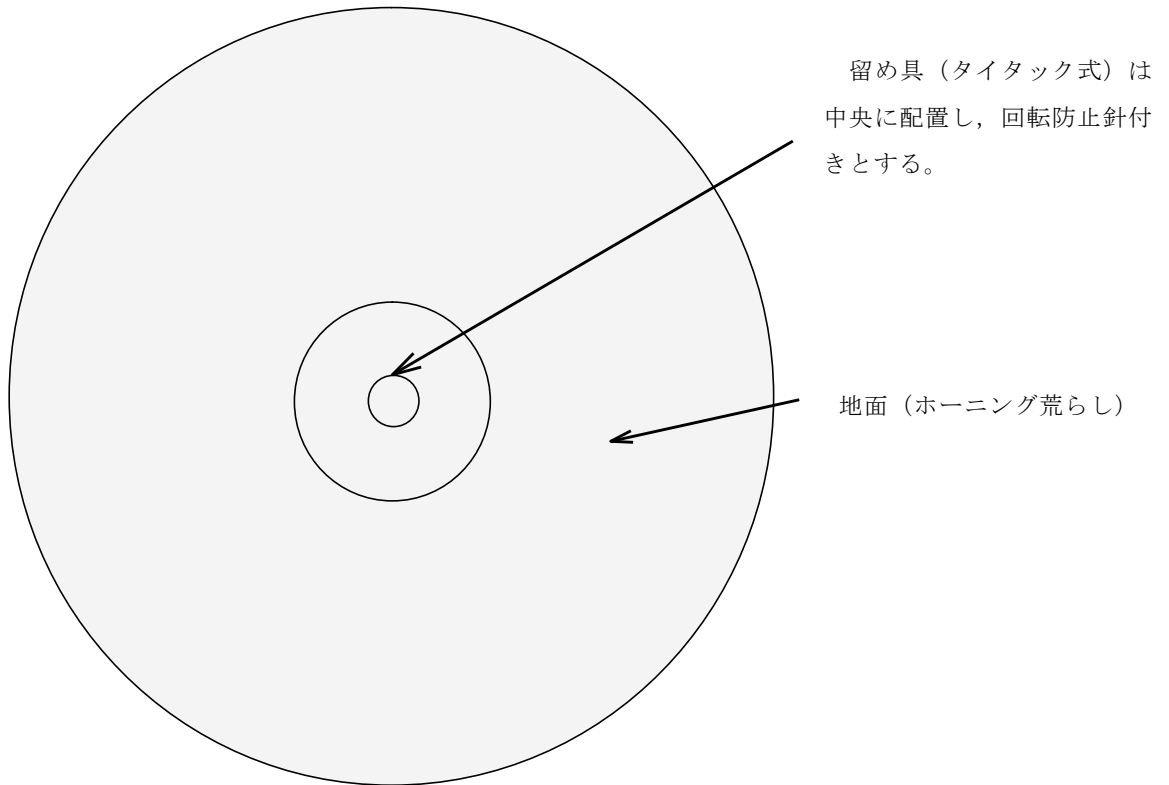


※ 裁判員制度シンボルマークの配置は，同マーク右上及び左下の各円がそれぞれ縁取り線の内側に接し，かつ同マークの中心が表面の中心となるように配置する。

※ バッジ本体（表面，裏面）に汚れ・しみ・傷・メッキのムラがあってはならない。

(別紙 1)

裏面デザイン案

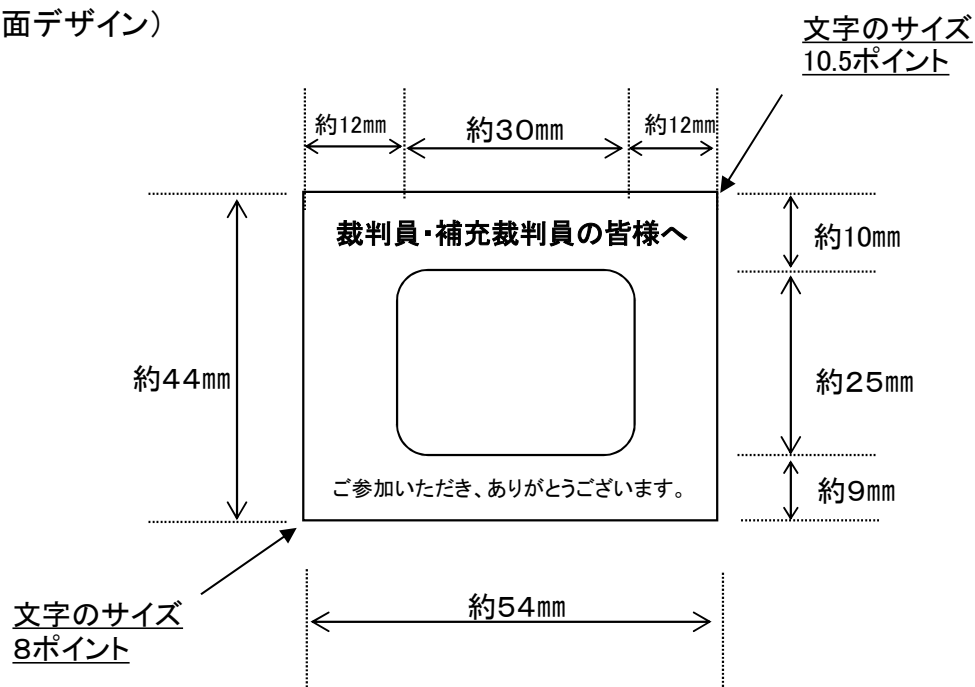




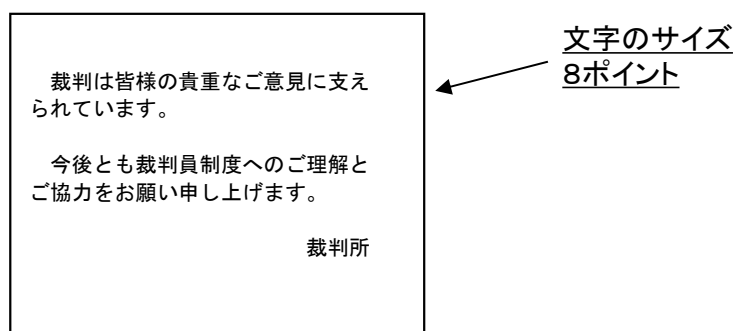
(別紙2)

## 外箱のデザイン図案

(表面デザイン)



(裏面デザイン)



※ 裏面の文字の配置は、表面を手を持ち左右方向に回転させたとき、裏面と表面の上下が同じ向きになるようにする。